

「第 2 回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 : 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 14 : 00 ~ 15 : 30

開催場所 : 直方市庁舎 8 階 808 会議室

出席者 : (委 員) 服部会長・岩尾副会長・藤永委員・寒竹委員・入江委員

(事務局) 増山総合政策部長・大場財政課長・浜田契約係長・安部・梅田

議題 1. 会長、副会長の選任について

議題 2. 平成 30 年度労務報酬下限額について

議題 3. 次回の公契約審議会の開催日について

議題 1. 会長、副会長の選任について

事務局	本日は大変お忙しい中、出席いただき感謝する。 初めに、お手元の資料の確認をさせていただく。お手元の資料のほうをごらんいただきたい。 会議次第、公契約委員の名簿、公契約の単価及び労務報酬下限額案比較表、公契約条例の対象事業の契約受注者一覧、平成 30 年度版の案とし、公契約条例手引き、青い表紙の手引きを準備している。 では、開会に当たり委員の皆様方へ総合政策部長より挨拶を申し上げる。
総合政策部長	委員の皆様方におかれては、大変お忙しい中、公契約審議会委員を快くお引き受けいただき厚くお礼を申し上げる。併せて、本日出席を賜り誠に感謝申し上げます。本審議会では、公契約条例に関わる事項について、その内容を調査、審議し、意見を建議していただくことになる。直方市においては、平成 26 年に、この公契約条例を施行している。事業者の方、そこで働く労働者の方々、そして直方市民にとって、さらによい条例になっていくために、委員の皆様方の忌憚のない意見が必要である。忌憚のない意見を十分賜るようお願いしたい。簡単ではあるが挨拶とさせていただく。本日はどうぞよろしくお願いしたい。
事務局	続いて、本審議会について説明をする。本審議会は事業者、労働者及び学識経験を有する方、委員 5 名で構成をされている。ここで、各委員の紹介をさせていただく。 初めに学識経験を有する方として、北九州市ナリッジ共同法律事務所での弁護士の服部弘昭委員である。
服部委員	よろしく願います。
事務局	服部委員には、条例制定前の直方市公契約条例策定審議会の発足当初より、審議会の会長として協力をいただいている。服部委員、今期もよろしくお願い

	いしたい。 続いて、事業者代表委員 2 名の紹介である。まず、1 人目は社団法人福岡県建設業協会常任理事の岩尾一星委員である。
岩尾委員	よろしくお願いします。
事務局	岩尾委員は、福岡県建設業協会の筑豊支部長でもあり、特に建設業協会に対し、公契約条例の周知等に尽力をいただいている。また、服部委員と同様に、策定審議会発足当初から協力をいただいている。岩尾委員、今期もよろしくお願いします。 また、事業者代表 2 人目は、今期より審議会委員として就任をいただいた株式会社ランチサービス代表取締役の藤永勝巳委員である。
藤永委員	よろしくお願いします。
事務局	藤永委員におかれては、公契約条例の対象事業でもある市内小学校の学校給食調理料理委託を現在、受注されているところである。藤永委員、どうぞよろしくお願いします。 続いて、労働者代表委員 2 名の紹介である。 まず、1 人目は日本労働組合総連合会福岡県連合会で連合遠賀川地域協議会事務局長の寒竹準一委員である。
寒竹委員	よろしくお願いします。
事務局	寒竹委員も服部委員、岩尾委員と同じく策定審議会の発足当初より協力をいただいている。寒竹委員、今期もよろしくお願いします。 また、労働者代表 2 人目は、福岡県建設労働組合、福建労である筑豊支部の書記次長の入江英近委員である。
入江委員	よろしくお願いします。
事務局	入江委員も今期より審議会委員として就任をいただいた。入江委員は建設産業に従事される労働者の労働条件の改善をはじめ、税金相談、労災保険、建設業の指名願い等、労働者のための活動に取り組んでおる。入江委員、どうぞよろしくお願いします。 以上、5 名の皆様の協力の下、第 2 期公契約審議会を運営していただきたいと思っておる。 なお、委員の任期については、平成 32 年 10 月末までとなっておる。 また、本審議会の開示について、本審議会委員については公契約条例施行規則第 9 条第 4 項に、審議会の会議は公開すると規定されておる。また、会議録についても、会議終了後、事務局で要点筆記に作成し、皆様に郵送させていただきたいと思っておる。内容を確認いただいた上、会長よりあらかじめ

	め指名をいただいた会議録署名委員 2 名の署名をいただいた後に、本市のホームページで公開したいと考えておる。 では、早速であるが、これより議事に入りたい。 施行規則第 8 条第 2 項に、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長がこれを指名すると規定されておる。ついては、会長及び副会長の選出をお願いする。まずは、会長の選出を行いたいと思っておる。どなたか推薦いただきたい。
各委員	服部委員をお願いしたい。
事務局	それでは、審議会の会長は服部委員をお願いしたいと思うが、服部委員よろしいか。
服部委員	よろしく願います。
事務局	続いて、服部会長より副会長を指名いただきたいと思う。会長、よろしく願います。
服部会長	岩尾委員をお願いしたい。
岩尾委員	よろしく願います。
事務局	では、確認をする。直方市公契約審議会会長には服部会長。また、副会長には、岩尾副会長ということで決定をした。 では、ここからは服部会長に議事の進行をお願いしたいと思うので、どうぞ、よろしく願います。

議題 2. 平成 30 年度労務報酬下限額について

会長	それでは、議題 2 の平成 30 年度労務報酬下限額について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	公共工事設計労務単価及び労務報酬下限額案比較表の資料をごらんいただきたい。工事又は製造の請負の契約については、本年 3 月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価が改定をされたので、これを一覧表にまとめた資料である。左から順に、職種、平成 29 年度の日額単価、平成 30 年度の日額単価、平成 29 年度の労務報酬下限額、4 月以降に採用予定の労務報酬下限額となっている。労務報酬下限額については、公共工事設計労務単価の 80%に基づき定めた 1 時間当たりの金額である。朱書きの部分になる。 そもそも、公共工事設計労務単価とは農林水産省と国土交通省の 2 省の公

	共事業労務費調査に基づき都道府県ごとに決定をされている。今回の改定では、NO.39のタイル工と、NO.46の建築ブロック工の福岡県単価が示されていないかった。したがって、本市が採用する積算単価を記載している。 なお、今回の改定の結果だが、平均で111円の労務報酬下限額の引き上げとなっている。 続いて、業務委託指定管理協定である。平成30年4月1日以降の直方市行政職給与表の見直しがあり、臨時職員の日当が改定をされている。現在の日額6,600円から日額6,700円へと100円引き上げられている。労務報酬下限額で言うと、現在、運用中の時給852円が、次年度の平成30年度では時給865円と13円の引き上げとなっている。労務報酬下限額についての説明は以上である。よろしく願いたい。
会長	何か、質問、意見がある方はいるか。 平成30年度は業務委託の下限額が時給865円であるから、結構上がっている。
事務局	そうである。
委員	市の財政的な観点から見て、総合的に考えていかなければならない部分もあると思うが、建設工事の設計労務単価の80%という部分は、今後引き上げを考えていただきたい。
事務局	当審議会です次の大きな議題として審議していただくものは、この部分になるかと思う。条例施行当初から80%という部分をもう少しあげてはどうかという話があったこともきいている。結局、直方市は、先進地を参考にして当初は80%とした。他の先進地においては、最高で90%という自治体もある。他には85%低いところは75%という自治体もある。直方市においては、現状の80%を引き上げることを検討する必要がある。 今後、県下で公契約が導入される場合、直方市が一定の基準となると思っている。じっくり議論を重ねた上で、引き上げる方向へと考えていきたい。今のところは、導入して4年目であるので、80%でいきたいと考えている。
会長	他に意見はあるか。
副会長	それについて、私が持ってきた資料が別にあると思う。公共工事の設計労務単価の概要、国土交通省が発表したものである。これは発注者側の問題であるが、適正な予算・予定価格の設定、適正な設計ということである。これに関して今、国は賃金を上げていきたいということがある。それについての資料だが、労務単価は事務局の説明と同じ平成30年度の労務単価なのだが、2段になって括弧書きでしてあるところがあると思う。例えば九州の福岡の部分を見てみると、2万300円で括弧書き内が2万8,500円となっている。これは企業が負担する、事業主が負担する部分を含めると、これだけの費用

委員	がかかるということが概要として出ているものである。 事業主が負担するこの福利厚生という部分は、発注者側の現場管理費、安全管理費、一般管理費等に含まれて算定されている。実際には福利厚生等を含めると費用がこのぐらいかかるという一つの参考で括弧書きの金額が出ている。この審議会ではいつもこれは出ていなくて、設計労務単価のほうだけが出てくる。福利厚生も設計労務単価の中に入れようということで、私どもも国土交通省等との意見交換会で話をしている。 積算資料に基づいて設計コンサルが設計したものを発注者は使っているが、これは3年も4年も値段が変わらない。積算資料に設計労務単価が反映するのではないのかと聞くと、公共工事の設計労務単価について、これを使用せよということが、資料の最後のページに書いてあるだけだ。設計コンサルに聞いても、そこまでは費用は見えてないということである。この費用が含まれた設計労務単価というものの自体が、どこにも出てこない。設計等の工事、一式幾らだとか、鉄骨工事幾らだとか、土木工事幾らだ等は出てくるが、それは皆、歩がかりで、この労務単価というものはどこも出てこない。非常にわかりにくいものになっている。 そのことがちょうど新聞記事で出ていたから、資料として印刷している。福岡県内の自治体の新庁舎の再入札のことで、当初の入札時の予定価格と比較して、再入札時の予定価格3億6,000万ほど高いとある。入札が不調となり、再入札したわけである。設計を見直して、再入札して落札されたということで、1割近く金額を上げている。こういったことが、建築業種はいまだにずっと続いている。なぜなのか。設計金額というのが、実勢金額よりも低いと思う。設計コンサルのほうの実情に合わせてというか、設計変更していくようになったと。入契法で言うと、入札する直前に発注者側がチェックをして、実情に合うようにして発注しなければならないという法律までできている。直方市がそれを行うということになると、チェックが大変になる。だから、設計コンサルにがきちんとした設計をしなければならない。発注者と受注者は、できるだけ労働者の賃金を上げていくように努力をしていくことが、公契約条例の目標にもなっている。努力していくためには我々建設業者も頑張っていきたいと思う。 私は公契約の話に行って周りから言われるのだけど、なぜ経営者がそんなに一生懸命になるのかと言われる。我々事業者というのは、従業員あつての事業者である。社長は1人しかいないわけである。あとは従業員であるから、従業員を大事にしていかなければならない。委員の言われることはよくわかっている。市のほうにも、この通達は来ていると思う。最初に予算をつける部署の理解が一番大事なので、よろしくお願ひしたいと思う。 事業主負担という法定福利費の部分も年々上がってきている部分がある。協会けんぽも年々少しずつ上がっていて、事業主負担というのがものすごく負担になってきている部分もある。その部分を一緒に上げていくっていう形にならなければ、従業員も雇えないという現象が出てきたりすると思う。 工事の設計の細かい部分に関しては、市の事務方からするとわからない部
----	--

	分もあるかと思う。工事の主管課が、その部分を含め積算するかどうかをきちんと詰めないといけない。特殊作業員では 2 万 300 円だが、資料を見たら、括弧書きでは 2 万 8,300 円とある。これでしたほうがいいということだろう。 だが、ここに設計労務単価として 2 万 300 円でしか上がってきてない。設計する工事主管課が 2 万 8,300 円で設計しているのか、それとも 2 万 300 円で設計しているのか、やはりチェックはいると思う。 2 万 300 円に対しての 80%というところがどうなのかっていう議論があっていると思うが、最低落札率が 90%としたら、80%と 90%の差があるのである。段階的にまず 80%を 85%にするなどが望ましいと思う。
副会長	事業者側から言わせれば、実勢価格で見積り出していくと、発注者側の予定価格と違ってくる。新聞記事からも分かるように 1 割は違ってくる。建築業種でいうと、そのような状態がずっと続いているのである。
委員	落札価格を実勢価格に近づけるという意味では、工事の落札率が 88%、89%となっているものが、92%、93%になった場合に、人件費は設計労務単価の 80%以上というのがはたして適正であるかどうかという話がある。その辺りを今後どう詰めていくかを議論する必要がある。
副会長	それも、私も言いたいところである。委員の任期は 3 年間であろう。3 年間の新しい目標が必要である。
委員	現状の設計労務単価で判断するしかないということであれば、この単価の 80%以上という基準が妥当かどうかはやはり検証しなければならない。
委員	それは、建設工事関係の労務報酬下限額の出し方で、今議論しているのは、今後の積算や見積りに非常に影響してくるであろう、労務単価の決め方が大事というお話ではなかろうか。
委員	単価そのものに上段の部分が上がっていた。事業主負担は何も含まれてない下段の部分となる。
委員	先ほどの話の福利厚生や社会保険料であるか。
委員	そうである。私が言っているのは、事業者側で落札されたお金が、福利厚生費等が算定されたものをもらわないとそれを事業者が負担できないということを行っているわけである。
委員	そのとおりである。ただ、それは、先ほど言われた国土交通省が決めた設計労務単価の 80%ということが書かれているのである。例えば、業務委託のことになると、直方市の臨時職員の 80%が労務報酬下限額という形になる。直方市が行っている業務委託というのは、臨時職員で全部できるのであろう

事務局	か。 業務委託・指定管理について、公契約条例の手引きの 5 ページをごらんいただきたい。5 ページに労務報酬下限額についての記載がある。中断の辺りに勘案基準としてあるが、業務委託・指定管理については勘案基準として、直方市行政職給与表 1 級 5 号給、これは高卒初任給に当たる。本市ではこの高卒初任給を基礎として臨時職員さんの日額を算出しているのである。公契約条例の制定に当たって、当初どのような基準を設けるかといったところで、例えば同じ職場に片方で委託を受けておる労働者のほかに臨時職員さんがおる中でそういった臨時職員さんと差異があってはということで、一つの基準としてこの 1 級 5 号給から導き出した臨時職員の日額を稼働時間の 7.75 で割った値を 1 時間当たりの単価としている。
委員	建設工事は、国土交通省の設計労務単価が業種ごとにあり、基準が明確だが、業務委託でいえば、国などの基準がない。現状の業務委託でいえば、直方市の臨時職員の単価という基準となっているが、これはいかがなものかと思う。業務委託の業務内容が、臨時職員が対応できる業務内容であるのか。 例えば、学校給食の業務委託で言えば、市は、同じ仕事を市の正規職員が行っている。安全衛生法や学校給食法を遵守しながら行う同じ仕事である。そういう方々の賃金の格差があっていいわけではないのである。 栄養士等は、積算基準であるこの単価の決め方が、やはりもう少し見直しをしていかないと安全で続けられる業務っていうのはできていかないのではないだろうか。 業務委託については、その同業務が直方市に実際にあるのであれば、正社員の時給割りだとか年収の時給割りとかで決めてもらったらいいのではないだろうかというのが提案である。そうならない理由というのは何かあるだろうか。基準が臨時職員の給料でいいという考えであるのか。
事務局	臨時職員さんの給料でいいという意味ではない。今まで公契約の対象とならなかった事業を公契約の対象とすることで、最低下限額の一つの基準として、臨時職員さんの時給ということで採用して導入している。最低限、市の臨時職員と同じという基準を設けて当初は運用を開始したというところである。
委員	業務委託が継続して何年も続く場合、熟練の技術を持っている方に対しての昇級も加味して積算したいが、積算の根拠がどうしても最低下限額となる。例えば、入札の場合、積算上一番金額を占めるのは人件費である。ある程度、同業種では同賃金というのが今からの常識になりつつある中で、各小学校によって最低賃金が違うというのはあってはならない。ここで話す以前の問題ではなかろうかと思うが、その是正は考えているのか。他にもいろいろな業務があると思うが、市が直接行っている業務はこれからどんどん委託されるわけであるから、市が直接行っている部分と委託している部分があって、同

事務局	じ仕事に賃金の格差が出てしまうというのは、早く是正しておかないといけないのかなと思う。地域の活性化というのが公契約の目的にある。この地域での安定した労働を守るような活性化をしなければならないが、今までの公務員の給料との差額が出るだけで、安い値段で委託をさせざるを得ない状況になる可能性を秘めている大きな問題ではないかなと思う。 公契約対象については、最低でもこれを担保していただくということなので、実際に入札で積算してそれよりも高く応札するというのは各受注者側の判断である。直方市が公契約を導入する前は、市の窓口業務で応札額のたたき合いで労働者が福岡県の最低賃金での雇用もあると思う。その一方で、同じような業務で臨時職員が市から雇用されている。窓口業務をしている委託業者の労働者と市の臨時職員で賃金に差があることは当然おかしいだろうことで、少なくとも市の臨時職員と同じの金額で労務報酬下減額を設定した経緯がある。直方市の公契約については、業務委託については最低この金額を担保していただくというところなので、それ以上で積算し応札していただいて賃金を受注者側で払っていただくというのは、受注者側の判断となる。 少なくとも、直方市の公契約対象のものは福岡県の最低賃金ではなく、852円は守ってくださいという趣旨である。
委員	福岡県の最低賃金は今、789円である。それより公契約の労務報酬下限額は、852円と高い。事務局は、それよりも高く応札というが、契約した金額が出ていなかったら、判断できない。
事務局	市の業務委託の仕様設計についても、公契約条例の対象になる分については最低でも 852円 で積算している。実際の業務内容に応じてさらに高く積算している部分も当然ある。最低限この賃金を支払っていただくという条例の趣旨であるので、その点をご理解いただきたい。
会長	管理栄養士は金額が高いのか。
事務局	学校給食の調理業務委託の栄養士などの専門職は、予算取りでは 852円 という賃金では積算していない。基準に基づいた単価で積算をしている。
委員	今、事務局から説明があったが、委託業務に関しては、職種が多岐に渡り、基準が出せないということだろうと思う。それで、少なくとも 852円より高く積算していただきたいという意味であろう。 委員が言われているのは、職種ごとに労務報酬下限額をわけてやるべきではないかということであろうと思う。
事務局	それぞれ資格を持っておられる方は当然相応の単価で積算して応札をしていただいていると認識している。

委員	私が申し上げたかったのは、例えば、学校給食の業務委託は、平成 28 年から平成 33 年までの 5 年間の長期契約である。その間にこの下限が毎年上がってきている。新しく別の年に 1,000 万以上の契約が出た場合には、またその年の労務報酬下限額で積算されていくわけである。事業者側の努力で賃金を上げていくわけではあるが。長期契約の業務委託を受けているところには発注者側から労務報酬下限額上昇による増額の措置を行ってもらわないといけないのではなかろうか。また、同業種は同じ労務報酬下限額を設定できないだろうか。公契約条例が制定されて丸 4 年経過したので、複数年の契約においても安定した賃金を確保できるようなことができないであろうか。
会長	確かにそうしないと、社員の方がほかの事業体に流れてしまう恐れがある。
委員	そのとおりである。
事務局	確かに、今委員が言われたのは、同じ職種であっても契約した年度によって、差異があるのはいかがかということであろう。自社の社員を守る上でも、自社で努力して、賃金が高いほうに合わせているということかと思う。 当該契約締結時の労務報酬下限額を適用するため、複数年に及ぶ請負契約においては、翌年度以降翌年度の労務報酬下限額が適用とならず、当該契約締結時の労務報酬下限額の適用をするという記載がある。 労働者のことを守るという観点から、直方市では公契約条例を制定して、ハードルを小さくスタートしたという部分があるかと思う。そういった意味合いから、現在の労務報酬下限額の設定方法が決められたと思う。他市のアンケート調査の中に、複数年契約をしている案件で、途中でこのように上げているかとかいうような質問に対しては、回答をいろいろ見る中では、野田市が特別に、保育士や介護職の処遇改善のためのということで、途中で上げたということの記載があったが、それ以外は、途中で金額の変更を行っているという自治体はなかった。ただし、今後ずっとそうしていくかということではない。私たちは、今、業務委託については、8 つの業務を指定しているが、少しずつ見直しを行いたい。労務報酬下限額の 80%を見直す、職種を見直す、対象範囲を拡大する等の取り組みを行う。それにより、一つでも多くの自治体にも公契約条例をつくってもらいたいし、直方市の公契約条例をよりよく改善できたというふうには考えている。決して現状のままということとは、事務局としては考えていない。 皆さん記憶にあるかと思うが、前回の審議会の中で議論になった、アンケート調査の中で、労務報酬下限額が改正されるたびに賃金を上げているという事業者があった。ここは労働者にとってはすごくいい事業者だというお話しした。委員は今言われたとおり、839 円からのスタートで 852 円、次は 865 円と、年度ごとに上がるのを直に経験されつつも、自社の努力で、社員が少しずつ高いほうに合わせたいだっているという努力もあろうかと思う。そういった回答だったのかなというふうに思う。

委員	その上昇率というのは、計算に最初入れていない。次、公契約対象案件を締結する場合は、幾らぐらい上がると積算根拠にあげないといけないのかなと思う。 業務委託に関しては、自社は最初にとったままでいいが、競合業者があがってくる。ところが、働ける人の労働市場というのは同じ市場だから、やはりどうしても、賃金が良かったり、待遇が良かったりっていう積算をできた人の会社に流れる可能性はある。
副会長	建設工事からしても、3 年間の工期の工事をして、年々設計労務単価が上がっているけれども、インフレスライドの対象とならず、請負金額は上がらない。タイムラグがある。それと同じことである。それが 5 年契約だから、より差額が生じる。
委員	それと大手の業者しか受注できなくなる。会社としての体力があって、賃金の上昇を積算に含めることができる。ある業者は、前回と同じ応札金額だったりするわけである。それができるというのは、おそらく違う品目での収入が得られたり、体力があったりするところであろう。必ずしも頑張った部分が市内の活性化、直方市内の労働力の安定にはなるが、基本的には広がっていかない。そういうふうにしても、委託を進めていくというところがあれば、発注者としてももう少し考えていただかないといけない。 また、市が直接発注しているもの以外に、社会福祉協議会等に再委託している業務があると思う。これについての賃金や業務委託費など、全く上がっていない。そういった市の発注業務とそれ以外の業務等の問題もある。 公契約条例も始まったばかりだと思うので、そういう部分は、各委員のそれぞれの業界から、気になるところは言わせていただきたいと思う。
委員	労務報酬下限額の 80% が妥当であるかどうか。そしてまた、今委員が言われた部分、長期契約をどうするか。やはり、労務報酬下限額が上がってきたら、それに応じて契約変更もあってもしかるべきじゃないかということをこの審議会で議論していくべきであろう。
事務局	今後、審議していただく内容はそこになるので、引き続き、審議をお願いしたい。将来的には、拡大の方向になると思われる。長期契約に関しても、現行では、契約当初の労務報酬下限額を引継ぎ採用している。今回の審議をうけて、長期契約に関しては、事務局でも検討していきたい。
副会長	工事関係のほうは、課題点として、労務報酬下限額の設定を現状の 80% から 90% にあげていくためにはどうするかということ。それを一つの課題として、今から 3 年間かけてやっていきたい。それを目標とするということ。平成 28 年度から対象工事を予定価格 1 億円以上から 5,000 万円以上に拡大している。その結果、対象範囲が格段に広がった。恐らく 1 年、2 年ぐらい調査・検証をしている。以前から言っているように、今後は、総合評価落札方

会長	式の案件に関しても、こういった公契約の取り組みを含めた点数を付けていけるようなことができないか。 今後も課題点を出して、それに対する対策をどうするか、方法をどうするか審議していきたい。今から 3 年間かけて行う目標を決めたい。 周りにも公契約が広がるように、また、受注者側からした労働者の確保という観点からも、考えていかなくちゃいけないと思う。今出た議論を次回以降も練っていききたいなと思っているということによろしいか。
事務局	委員の経営者としての意見も聞いて、当初は想定してなかったということもあった。先進地の動向を見ながら、調査し考えていきたいと思っている。労務報酬下限額に関しても、設計労務単価の 85%にするのか、90%にするのかというのはあるだろうけども、そこを見極めていくことになると思う。 今後、とくに福岡県内の市町村が導入するときには、直方市の条例が一定の目安になると思う。段階を踏んで徐々に拡大していく「小さく生んで大きく育てる」という条例制定当初からの考え方である。今後も拡大に関して審議していただきたいと思っている。
会長	では、そういうことで次回以降審議していきたいと思う。今回の 30 年度の労務報酬下限額は事務局提案のとおりでよろしいか。
各委員	はい。

議題 3. 次回の公契約審議会の開催日について

会長	では、次回の日程と、議事録の署名者を確認したい。
事務局	7 月以降をめどに、各委員の日程調整をさせていただく。
会長	では、議事録署名者は、藤永委員と寒竹委員、お願いしてよろしいか。
両委員	はい。

閉会

服部会長	では、これをもって第 2 回の直方市公契約審議会を終了する。
------	--

(委員署名欄)

上記の内容で相違ないことを証明します。
